

「ロープ高所作業」での死亡災害が発生しています

- 法面におけるロープ高所作業では、**ライフライン未使用、ロープが切れる、墜落制止用器具を外していた等**により、**作業中や移動中に墜落し死亡する災害が発生**しています。
- 墜落防止措置そのものを多重化するとともに、**措置状況の確認を多重化（複数の目で確認）**することにより、墜落のリスクを低減させることが重要となっています。
- ロープ高所作業を行う場合は、発注者、管理者、事業者、作業指揮者、従事する労働者等、関係者全員で墜落防止措置状況を確認・点検しましょう！



全国におけるロープ高所作業中の死亡災害の例（抜粋）

災害発生年月	災害の概要	原因
令和5年12月（三島署管内発生分）	法面補強工事において、海面から約14.3メートルの高さのところ、メインロープ1本を用いたロープ高所作業により、法面にラス網を設置する作業を複数人で行っていた。被災者は、設置済のラス網の下方に、追加でラス網を設置すべく、膝上に新品のラス網を乗せ、U字シャックル等を用いて下降しながら作業を行っているときに、何らかの原因により海中に落下し、溺死した。	・ライフラインを使用していなかったこと。 ・作業員全員分のライフライン（リトラクタ式墜落制止器具）を設置していなかったこと。 ・法面の下降にU字シャックルを使用し、そのままロリップを使用せずに法面で作業を行ったこと、など
令和4年9月	斜度70度の法面での作業構台を組み立て作業中に足を滑らせ、単管と共に約70メートル下方の谷の水面近くまで滑落し、重症頭部外傷により、死亡した。	・フルハーネス型墜落制止用器具及び法面作業用の身体保持器具を着用していたが、メインロープ及びライフラインは未使用であったこと。
令和3年9月	法面工事現場において、作業を始めようと法面を昇降していたところ、施工中の法面の法枠を構成する金網にメインロープが擦れ、そのメインロープが切れてしまい、約10メートルの高さから墜落し入院加療中であったが、その後、死亡した。	・ライフラインを使用していなかったこと。 ・ロープの擦れ防止措置が不十分であったこと。
令和3年2月	豪雨により崩落した林道の復旧工事にて、法面でロープ高所作業を行っていた被災者2名に崩落した地山の一部が落下し、1名が死亡した。	・崩落のおそれがある地山の下方で作業を行っていたこと。 ・作業開始前の地山の点検において、崩落のおそれを予見できなかったこと。
令和元年9月	ロープ高所作業による法面の既設モルタル撤去作業において、法面上部箇所浮石撤去作業をしていた際、何らかの理由で接続器具をメインロープから取り外したとき、高さ約15メートルの地点から墜落し、死亡した。	・ライフラインを使用していなかったこと。 ・使用していたメインロープから隣のメインロープへ移ろうとして、接続器具をメインロープから取り外したこと。

(出典：死亡災害報告)

